春の交通安全運動

歩行者の事故防止が重点

5月11日から5月20日まで

五月十一日から五月二十日の十日間、春の交通安全運動が実施されております。

この運動は人命尊重の見地から、交通事故防止の徹底とくに歩行者の交通規則を守り、交通安全思想を高めることを目的としております。

「歩行者優先というけれど…」

毎日の新聞に交通事故の記事がない日はなく、交通事故ということは、今や大きい社会問題になっています。

しかし、ここでちょっと考えてみたいのは、交通の問題といいますと、とかく批判の矢が車を運転する人だけに向けられることです。

もちろん、車を運転する人には、歩く人以上の注意義務が要求されております。

しかし、道を歩く人にも一定のルールがあり、注意義務もあるのです。ですから、こちらの方はおろそかにして「歩行者優先だ、運転者は注意しろ」という意志が強いのは考えものだと思います。

交通事故の被害者として歩行者の占める割り合いは年々増加しておりますが、これらの事故をながめてみても、歩行者の方がいますこし注意さえすれば助かったのに、というケースが少なくないといわれます。

たとえば、歩行者の事故で「車の直前、直後の横断」というのが、きわめて高い数字を示しており、いっこうに減少しません。

こんな簡単なことが案外守られていないということも、あらためて考えてみる必要があるわけです。お互いが危険に対してもう少し敏感な態度で行動すれば、あのいまわしい交通事故の数字を、大幅にへらすことができると確信します。

「歩き方の安全術」

道路交通法には、歩行者の守らなければならないルールがきめられています。

① 歩道のあるところでは歩道を交通し、歩道のない道路では右のはしを歩く。

② 道路を横断するときは信号に従い、横断歩道があるところでは、横断歩道を渡る。自動車や電車の直前直後を横断してはならないし、道路を斜めに横断することもいけない。また、横断禁止の標識のある場所では横断してはいけない。

③ 路上に寝そべり、すわりしやがみ、立ちどまったりして交通のじゃまをしてはならない。交通ひんぱんな路上で、キャッチボールやスケート等をしてはいけない。

これらの規則は、ほとんどだれでも知っていることばかりですが、右側通行ひとつにしてもなかなか守られていません。交通のルールは知っているだけでは役にたちません実行がたいせつです。規則は抽象的な取りきめです。これを実行して安全な交通に役立てるためには、ひとりひとりの積極的な工夫と注意がたいせつです。

そして道路を通行する場合には、自分の目で安全をたしかめた上で、急がず、あわてず、ということが最も簡単な事故防止のきめ手です。

横断歩道を渡る保育園のよい子たち

サークル仲間をたずねて

あたたかい善意をつないで

V・Y・Sグループ

甘楽町にVYS運動がはじまったのは昭和三十八年九月。より明るい社会を築くためにと、友愛、奉仕、理想の三つの綱領をかかげて結成された。会員は七十六名で、高校生が主体。会費は月十円、月に一、二度集まって話し合ったり、研修会を重ねている。

このVYS運動というのは、ボランタリー（奉仕）ユース（若人）・ソシアルワーカー（社会活動）の頭文字をとったもので、わたくしたちの町をもっと明るく、住みよいところにしようと民間の有志青年が、自主的に若い情熱と意気をもって、社会事業に参加しようという運動です。

だれの心の中にもあるあたたかい善意を横につないでゆくこの運動は、昭和二十七年に愛媛県（えひめ）ではじめられ、群馬県ではじまったのは、昭和三十四年の夏からで、いまでは県下に約二千人の会員がいるという。

この運動の中心となる活動は、子ども会のグループ指導や（別に何々会といった組織的なものでなく、自分の近所の五名か十名の子どもたちの遊び仲間のよい兄さん、姉さんとなって善導してゆくものも含む）社会事業施設への援助や訪問キャンプ・トレーニングの実施、子どもの遊び場をつくる運動、社会調査活動や「ゆび人形」や「紙しばい」を持って、町内各地を訪ずれ、子どもたちと歌ったり、おどったりして遊ぶ「渡り鳥運動」などを行なうなかでも、子ども会の指導は、子どもたちと年令差が少ないので、心から打ち解けて子どもの仲間として無理のない指導ができるという。また、このほかにもキャンプ、クリスマス、スケッチの会、うなぎの飼育サイクリングなど、いままでおとなの指導であればとかくお説教調に傾きやすかったプログラムが生き生きとし、子ども自身が活動する楽しいプログラムに変わってきて、それが若い人びとの指導の成果としてあらわれる日を夢みてもいる。

VYSは子どもを指導するにも、社会に奉仕するにも、まず自らがりっぱなリーダーとしての資質をつけるように努力することが、何よりもたいせつなわけです。子どもの指導をするには、ゲームをたくさん知っていることもたいせつですし、それより前に、自分が健全なりっぱな青年になろうと努力することが、もっとたいせつなことです。

そして、VYS運動はどこまでも余暇活動です。精神は全生活の中に生かされてほしいのですが、実践は学業や職業のヒマを見出して行なうものだという。

VYS運動は決してムリな活動を望んでいません。ほんのちょっとしたことでも、どんなにささやかなことでも、本当に心からそれをするとき、それはりっぱなVYS活動であると、会員みんなが信じているという。たとえば「仕事が忙しくて、VYSの行事に参加できないからやめたい…」とか「勉強がたいへんで、VYSはつとまりません」などというのは、まだまだVYSの理解がたらないのではないだろうかと思われる。

あるひとは、お嫁にゆくとき「自分がVYSの会員であった」ことの誇りをもってゆきたいと胸をはって、いう。そして機会を生み出して、その地域でVYSの灯をともすことを考えているという。

このように、「心の中にVYSの灯をともすこと、そして毎日の生活に励むことそが、VYS会員としての資格ではないでしょうか」ともいうのです。

歩みはおそくとも、一歩一歩いつも前むきに進もうと「話し合う」VYS会員たち

農協の新役員決まる

組合長に黒沢さん再選

甘楽町農協の四十年度役員は次のとおり決まり、組合長には黒沢潤次郎さんが再選されました。

組合長　黒沢潤次、専務　柴山鉄太郎
新堀事業所担当理事　吉田豊治
秋畑事業所担当理事　斉藤兵蔵
福島事業所担当理事　相川源八

神池に金魚を二六一尾放す

稲含神社の氏子ら

当町の最高峰、稲含山中腹にある稲含神社の神池に、五月一日に二百六十一尾の金魚が放されました。

この神池は、相つぐ災害で埋没し、三十五年九月と三十九年九月の二回、十一区民が一戸一人出動して、復旧しました。そして、今回十一区の氏子民らがご神徳をたたえ、報恩反始の誠をささげるため二百六十一尾の金魚が大願成就と合わせて奉納されたので神社では五月一日の御山開祭に合わせて放魚式を行ないました。

これで上信ハイキングコースに一段と花をそえることとなり、登山者の旅情をなぐさめてくれるでしょう。

会長に柴山さん三選

体協の新陣容決まる

甘楽町体育協会では、ことしの3月31日に前役員の任期が満了したことにともない新役員の選任を急いでいましたが、このほど全役員の決定をみました。

会長　柴山俊一
副会長　飯塚勝久（小幡支部長）
田村富次（秋畑支部長）
墨谷浪太郎（福島支部長）
森平時一（新堀支部長）

農薬取り扱い注意

農薬による危害の発生は、いぜん後をたっておりません。これは、農薬についての知識不足またはまちがった使用方法によるためです。

農薬散布にあたっては、必ずゴム手袋、マスクなどをし服装を整え、その取扱いは慎重に行ない、不健康な人は散布作業に従事しない、作業後は手足や全身を石けんでよく洗うなど、注意しましょう。

国民年金の保険料

納入は町税と同じように

四十年度から国民年金の保険料の納入方法は、納税と同じように、納付書でおさめていただくことになりました。この保険料の第一期納付書（四、五、六月分）は、五月十五日ごろ出ますからよろしくご協力ください。

なお地区によっては、三月ごとでなく、二月ごとに納入するようにしたいとのご希望がありましたが、この点については、特に、国民年金の制度そのものが、すべて三ヶ月を基準として、運用されていますので、事務処理をそれに適合させるために、三月ごとの基本を守りたいと思いますので、地区内の集金方法を適宜お考えいただいて、役場へ納付する場合、三月分を一括して納入していただくようおねがいします。

福島地区にも老人の会

その名を福寿会とよぶ

福島地区の六十才以上の人たちを会員とする「福寿会」が、五月四日に結成されました。この会は、会員の親睦をはかり、つねに心身の健康を保つて教養を高め、より明るい生活をおくることを目的にしたもので、健康相談の実施や講演会、研修会、見学旅行慰安会などが計画されています。入会会員は一九二名で、会費は月十円です。

会がますます発展するようまわりの人たちも応援してあげたいものです。

なお現在、当町には各地域に十四の老人クラブが結成されており、それぞれにみな成果をあげております。

登記のこるべ

法務局で行なわれる各種の登記事務についてご存じですか。今日は、有志のAさんが法務局の窓口へお見えになつたので、いろいろご質問していただきました

一、法務局という役所は

A「登記という言葉は古くから聞いていますが、昔から法務局でやつていたのですか。」

係員「登記の歴史は古いのです。昔は、裁判所がやつていたのですが、新憲法の施行と同時に、法務局という独立の役所がすることになつて、今日に至つています。法務局は、登記のほか人権擁護、訟務、供託、戸籍の監督、国籍事務等大変窓口が広いのです。」

二、家を建てたとき

A「私は、昨年の春に住宅を新築したのですが、先日、役場の係の方が調査に来て下さつたので、もう登記簿へも登載されたのでしょうね。」

係員「いや、それはちよつと違うのです。今後、固定資産税を納めてもらうために、役場で評価に行かれたのでしよう。このことで、登記の手続きが済んだことにはなりません。家を建てたときは、申請書に建築確認及び検査済証とか、建築請負人の完成証明書、又は隣家の人の証明などを添付して、所定の用紙に平面図等をかいて法務局の窓口に提出していただいたとき、はじめて登記されるのです（この登記を「表示の登記」といいます。）

なお、この申請は、新築後一カ月以内にしなければいけないことになつています。

三、保存登記はなぜ必要か

A「よく銀行あたりから保存登記が済みましたか、などと聞かれるのですが、これはどういうことですか」

係員「誠にわかりにくい用語でおそれ入ります。これは、始めて所有権の登記をするということなのですもちろん、さきほどお話しの「表示の登記」をしてからでないとできません。

新築建物は、建築後一年以内に市長村長の証明書（通常面積が一六五平方米以下で、しかも自己が居住用とする建物）を添付して登記をしていただけば、登録税も軽減され、建物の価格の千分の一で済みます。なお、住所証明として住民票抄本はどんな場合にも必要です。」

A「では、この保存登記は必らず申請しなければなりませんか。」

係員「それは本人の自由ですよ。ただ宅地を他人から借りて建てたような場合には、保存登記をしておかないと、あとでむずかしい問題が起きたときに、建物保護法という法律の利益を受けられないので、たいへん不利になりますから、登記をおすすめいたします。

それに、住宅資金でも借りた場合には、この登記を必らずやつて「登記済権利証」の交付を受けなければ抵当権設定のような他の登記はできないのです。

夢をはこんだ千羽鶴

「進学するお友だちのみなさん。高校受験はかならず合格してください」と二中の三年の同級生たちが、祈りをこめて千羽鶴をおり教室につるして進学者たちを励ましました。

とかく進学組、就職組にわかれた争いをおこしがちな年代にありながら、進学・就職いずれの道を選ぶにしろ同級生の心は一つであるという願いをうたう、素直な美しい心情に同校の先生や父兄は感激しています。

また、同校の三年土屋洋子吉田文子さんの二人は、千羽鶴をもつて過日、富岡市高瀬の「かぶら養老院」を訪問しておとしよりをなぐさめました。感激したおとしよりたちから「わたくしたちも、あの鶴の数ほど生きたい」とお礼の手紙がとどいております。

風かおる五月の空にもにたなんとさわやかなお話しではありませんか。